

広島県告示第八百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和八年八月四日までの間、縦覧に供する。

令和八年七月二十一日

広島県知事 横 田 美 香

一 道路の種類

県道

二 路線名

七曲千代田線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）	備 考
	新	旧			
山県郡北広島町阿坂字火野原三五二番一地从先から 山県郡北広島町阿坂字火野原四六七〇番四地先まで	六・四〇〃一 九・九〇	六・四〇〃一 九・九〇	五七四・〇〇	五七四・〇〇	拡幅（歩道設置）